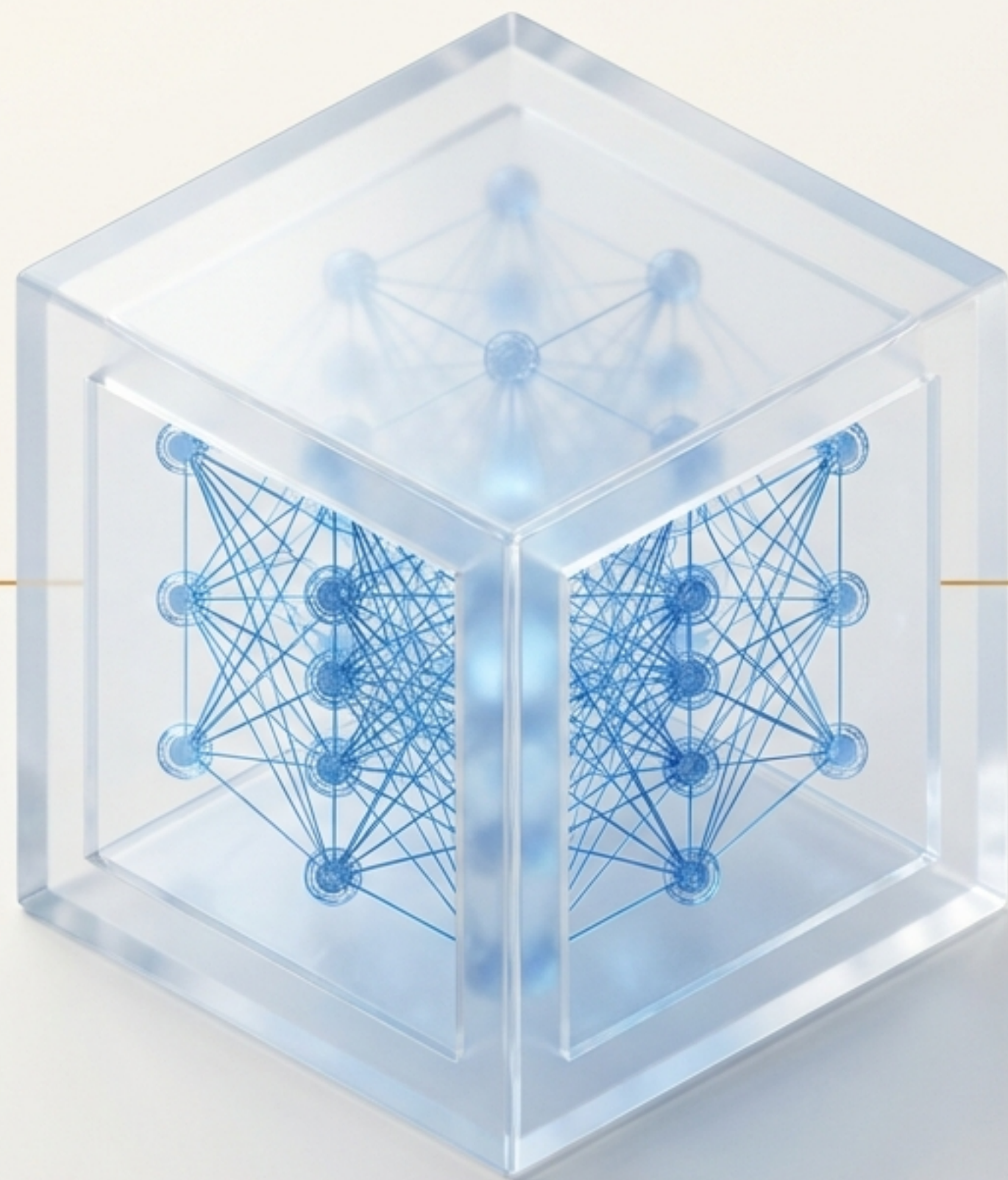


生成AI知財プリンシ プル・コードの全貌

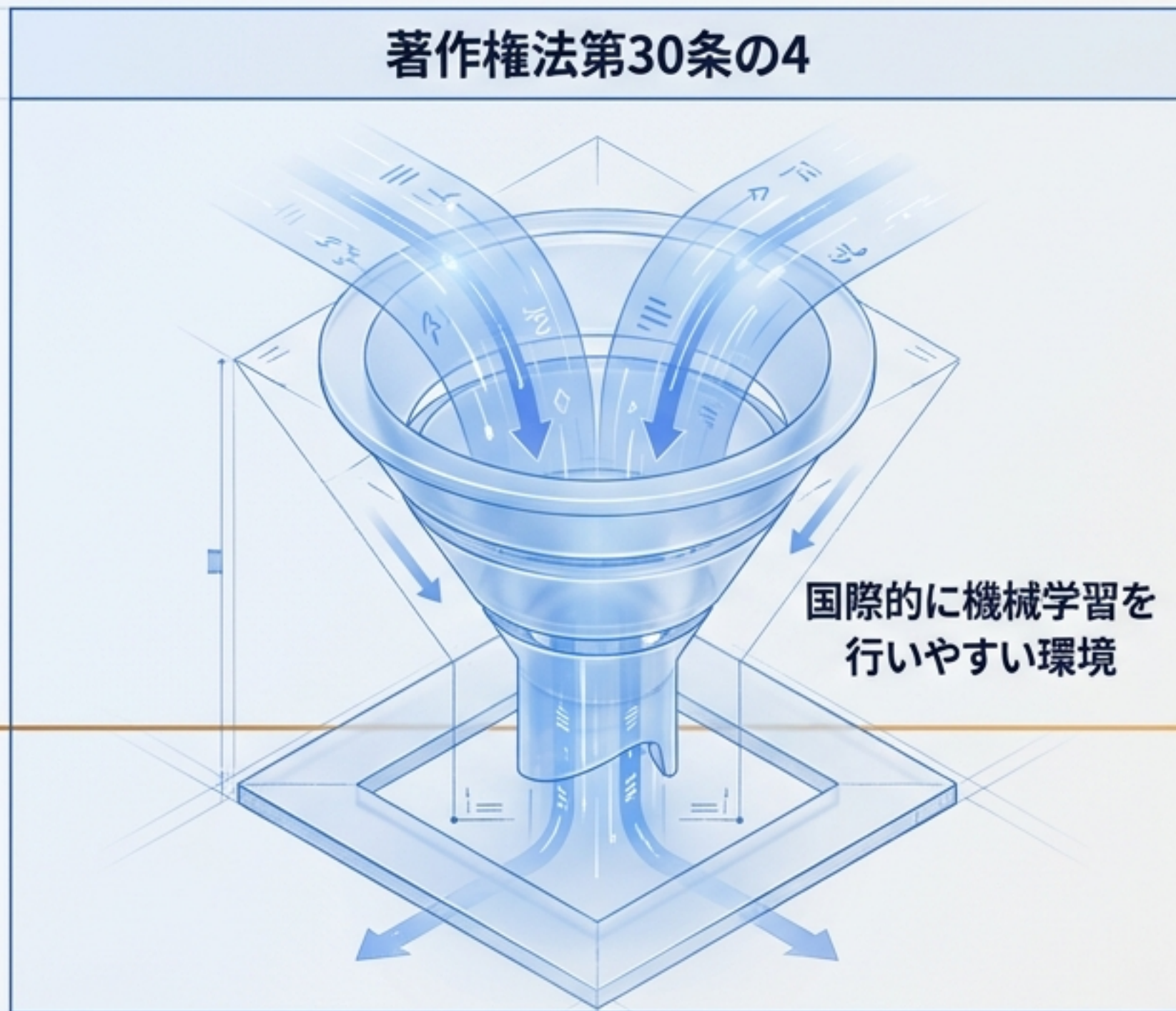
2026年8月25日に公表された新たなソフトロー
の制度設計、ステークホルダーの力学、そして
て今後の構造的課題を解き明かす。



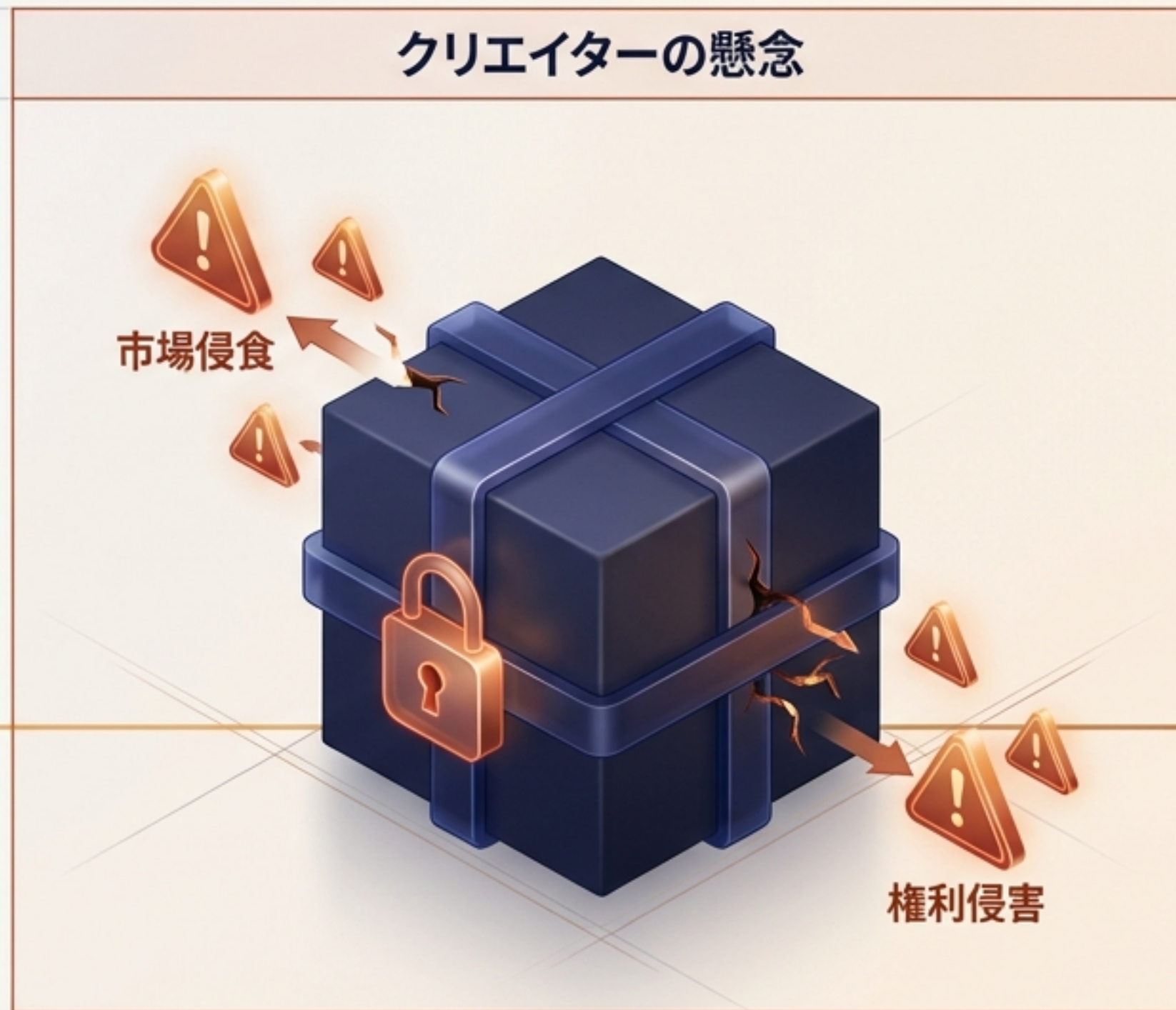
イノベーション推進とクリエイターの不信が衝突する「ブラックボックス問題」

権利者は、AIモデルが何を学習したかが外部から検証できない限り、権利行使への入り口にすら立つことができない。

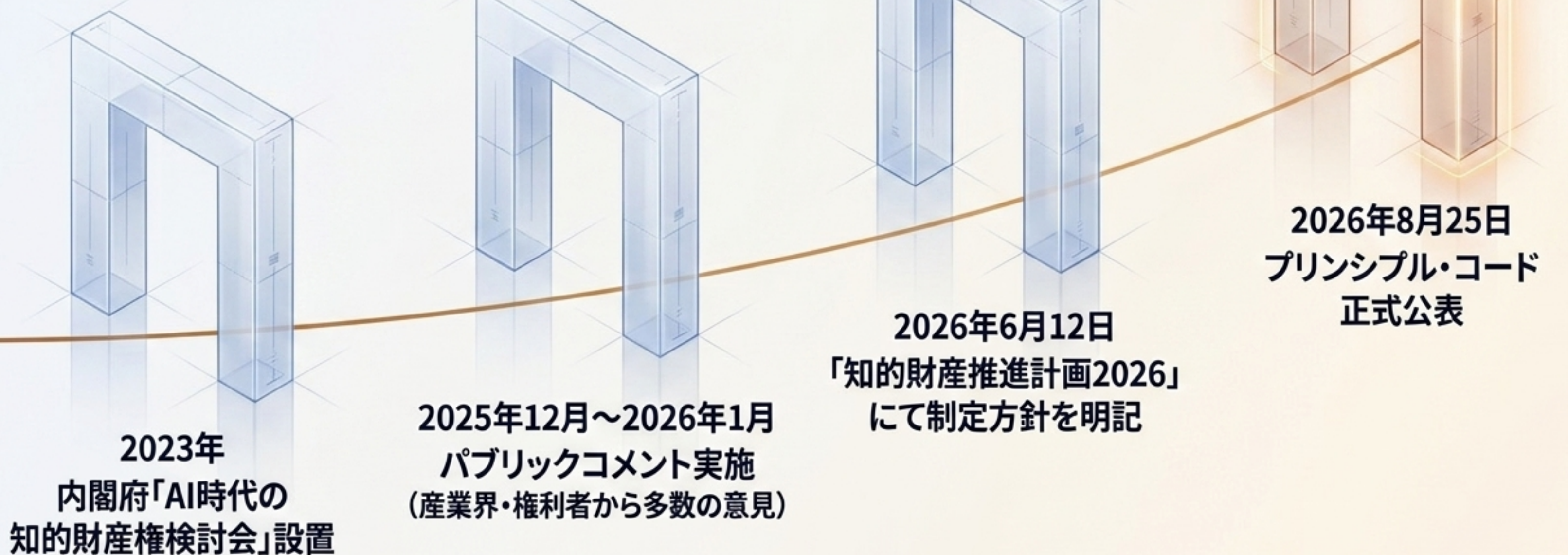
著作権法第30条の4



クリエイターの懸念



激変する技術環境に対応するための 異例の政策スプリント



2023年
内閣府「AI時代の
知的財産権検討会」設置

2025年12月～2026年1月
パブリックコメント実施
(産業界・権利者から多数の意見)

2026年6月12日
「知的財産推進計画2026」
にて制定方針を明記

2026年8月25日
プリンシプル・コード
正式公表

ハードローの硬直性を回避する「コンプライ・オア・エクスプレイン」



AI技術の進展速度が極めて速い中、一律の義務付けや罰則（ハードロー）による過度な規制とイノベーション阻害を回避。事業者の自律的な開示を促すソフトローアプローチを採用。

公衆へAIを提供する全事業者が対象に（国外事業者も射程内）

生成AI開発者

AIシステムを構築し、公衆に実質的に提供する者。
営利・非営利問わず。

生成AI提供者

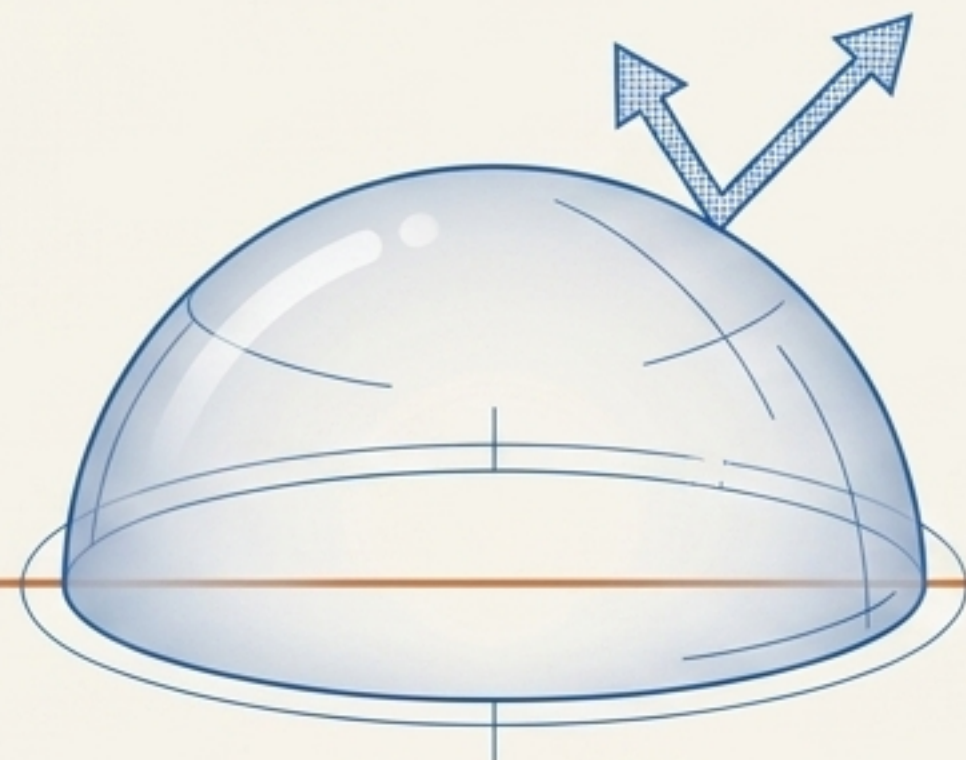
AIシステムを自社製品・サービスに組み込み、公衆に提供する者。

国外事業者への適用

日本国内に拠点がなくても、「日本語表示」「日本円決済」「国内向け広告」など日本市場を対象とする客観的状況があれば適用対象となる。

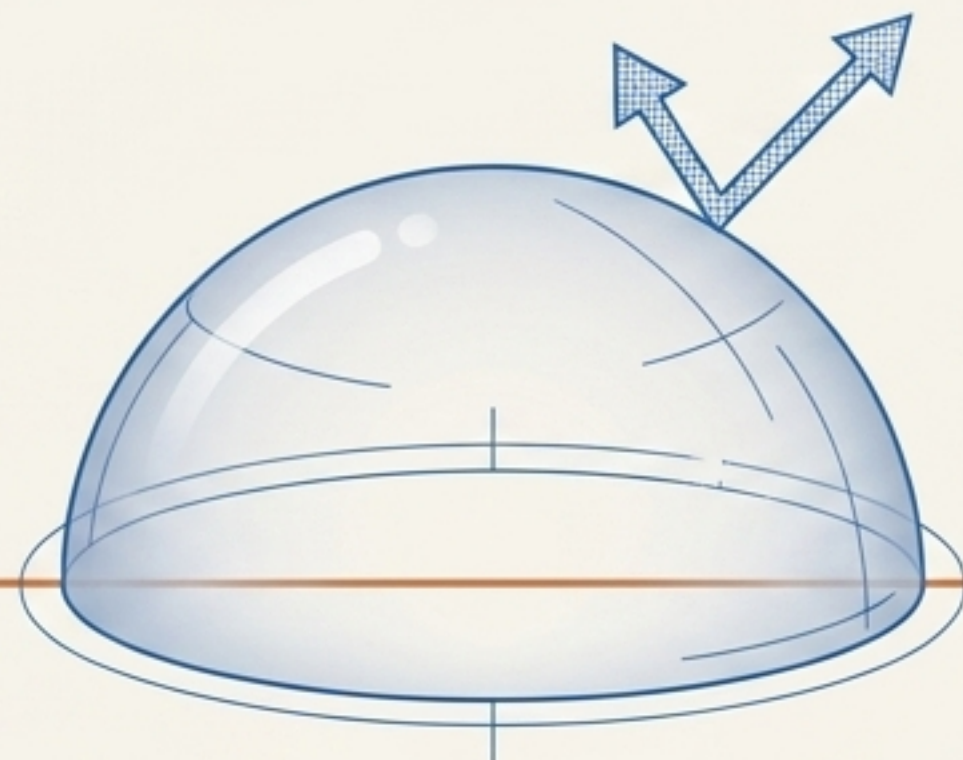


権利侵害リスクが著しく低いシステムに対する3つの「セーフハーバー」



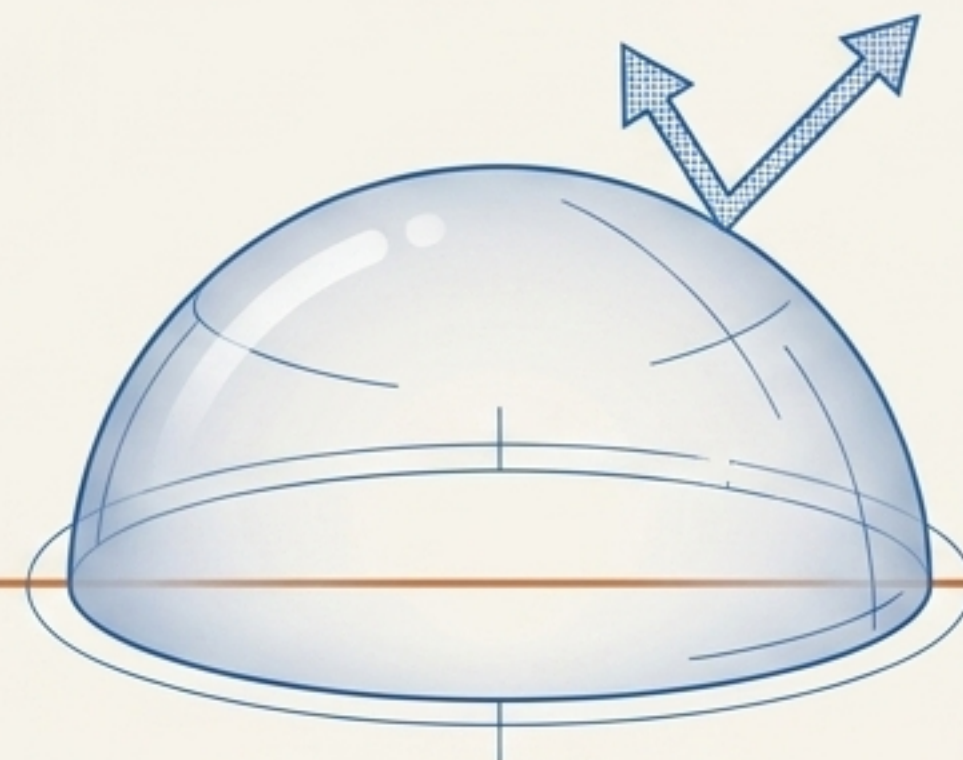
特化型AI

単一組織の閉域データのみで
構築されたもの



社内利用限定

外部の公衆へ提供されないシステム

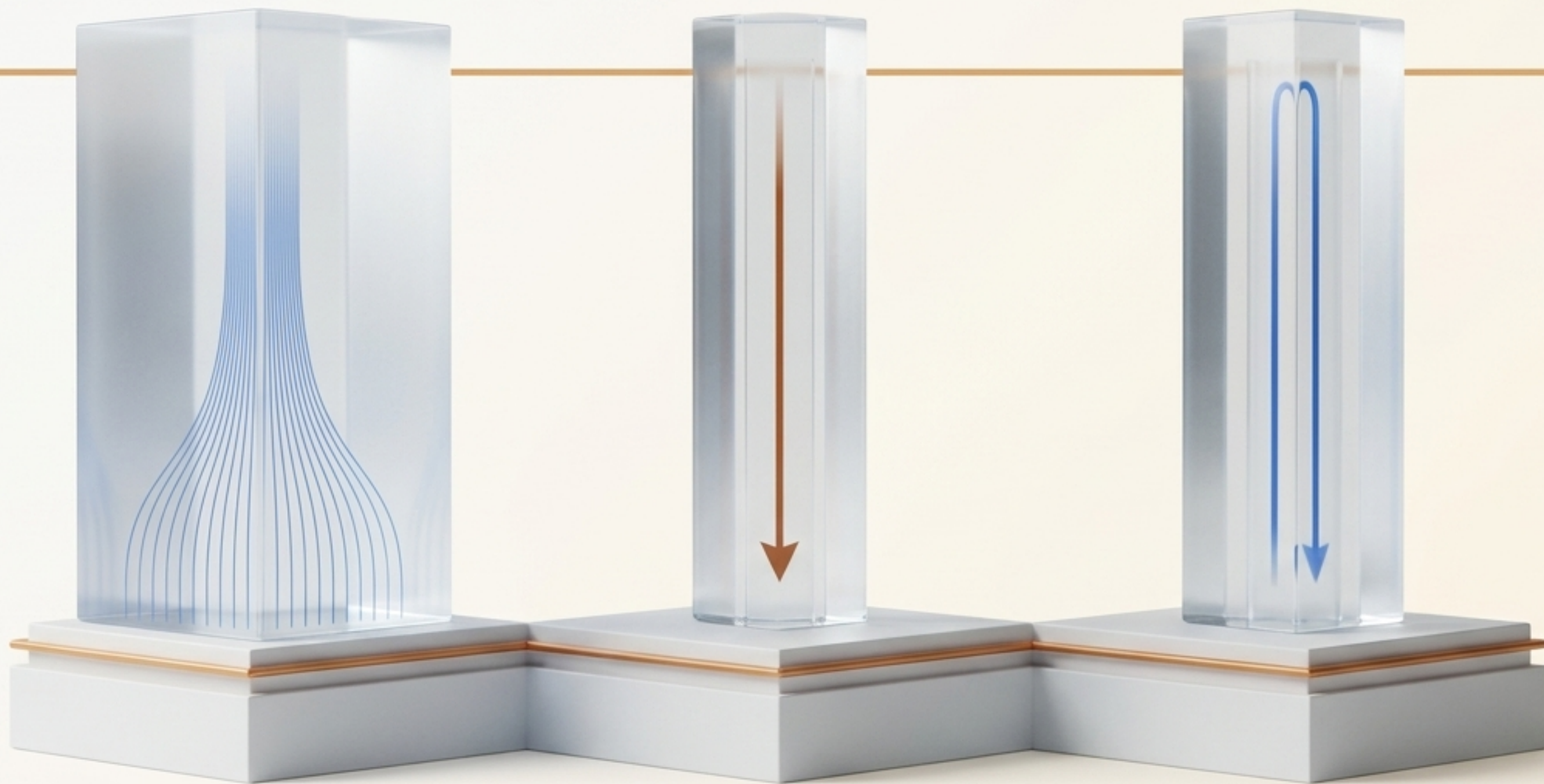


統計的推論のみ

データ出力のみで著作権侵害の
おそれが著しく低いシステム

※ 純粋な受託開発（一部プロセスのみ）や、外部提供を行わない研究開発者も原則として除外される。

透明性と信頼を構築するための「3つの主要原則」



原則1：事前概要開示

コーポレートサイト等での情報公表

原則2：権利者照会対応

法的手続きを行う権利者への個別対応

原則3：利用者照会対応

生成物を作成したユーザーに対する
適法性確認対応

原則1：コーポレートサイトに求められる「透明性ダッシュボード」の要件



【使用モデル関係】

モデル名称、アーキテクチャ・設計仕様、ライセンス契約状況、想定／禁止用途。

【学習データ関係】

データの種類・収集方針、使用したクローラー情報（名称/時期）、RAG（検索拡張生成）で参照される知識データ。

【知財保護措置】

robots.txtやペイウォールの遵守状況、電子透かし（C2PA等）の導入、海賊版サイトへのクローリング回避、権利侵害出力を抑止するフィルタリング機能。

原則2&3：厳格な要件に基づく1対1の「個別照会ワークフロー」

権利者からの照会

要件：訴訟、調停、ADR等の法的手続を現に行っている、または準備していること。



内容：特定のURLやドメイン等の学習データ含有有無の確認。(提供者が回答不能な場合は開発者名称を回答)

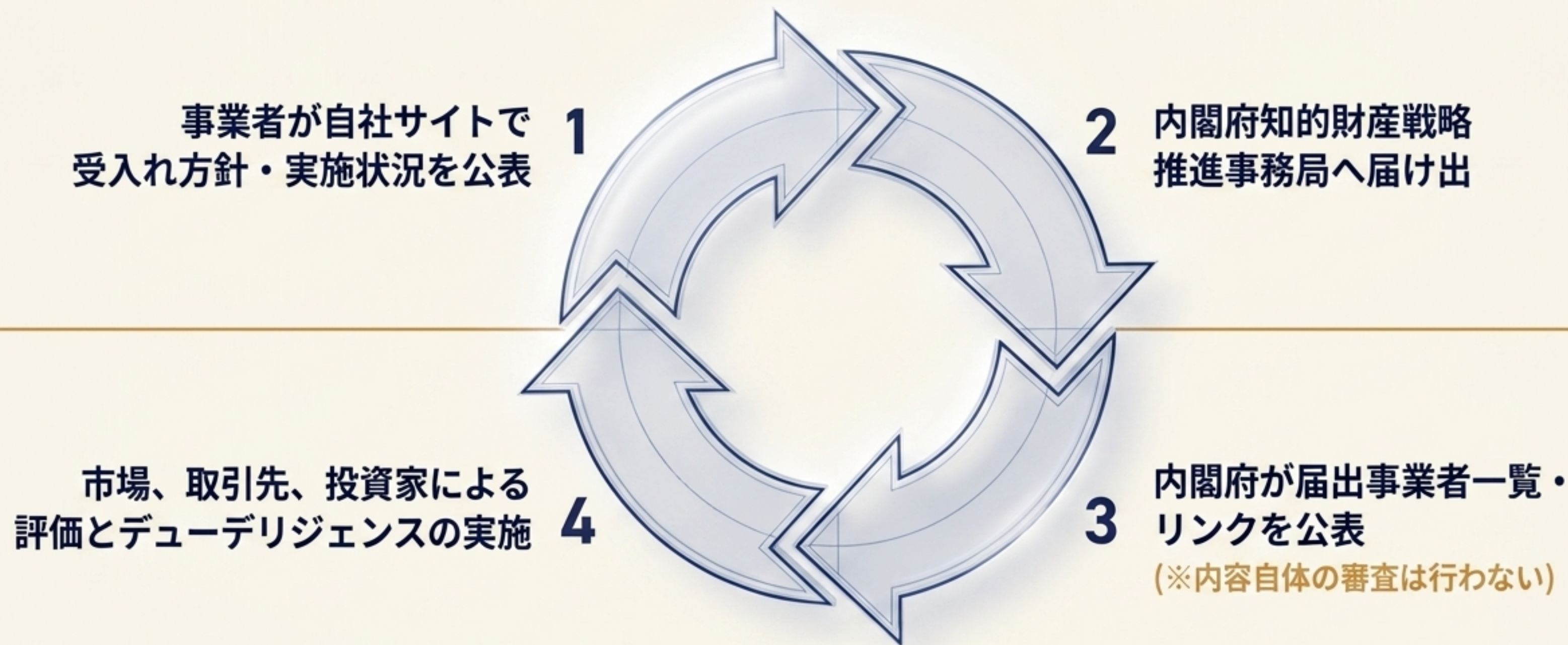
利用者からの照会

要件：自らの生成物の適法性を確認する目的であること。回答内容の目的外使用禁止・訴訟流用禁止の「誓約」が必須。



内容：当該生成物の学習データに関する含有有無等の確認。

罰則に依存せず、市場規律を機能させる「可視化と評価のループ」



官製審査を排し、B2B取引における市場の自浄作用に委ねる設計。

ステークホルダー間の力学と残された深い溝

	権利者（新聞協会・NAFCA等）	AI開発者（経団連・新経連等）	法務・知財専門家
評価点	学習データ開示の明文化、法的救済の「入口」確保。	ハードロー回避、柔軟なイノベーション環境の維持。	著作権法解釈に踏み込まず、手続的透明性の導線を敷いた点。
懸念事項	ソフトローの実効性不足、URL照合だけでは侵害立証が困難。	中小・OSSへの過重負担、大企業の株主代表訴訟リスク。	開示情報の証拠利用リスク、robots.txtの法的効力未確立。
対案	政府調達等との連動による義務化、コンテンツ単位への拡張。	防御規定の整備、海外事業者とのイコールフィッティングの確保。	クリーンデータセットの整備、公的なAI認証制度の創設。

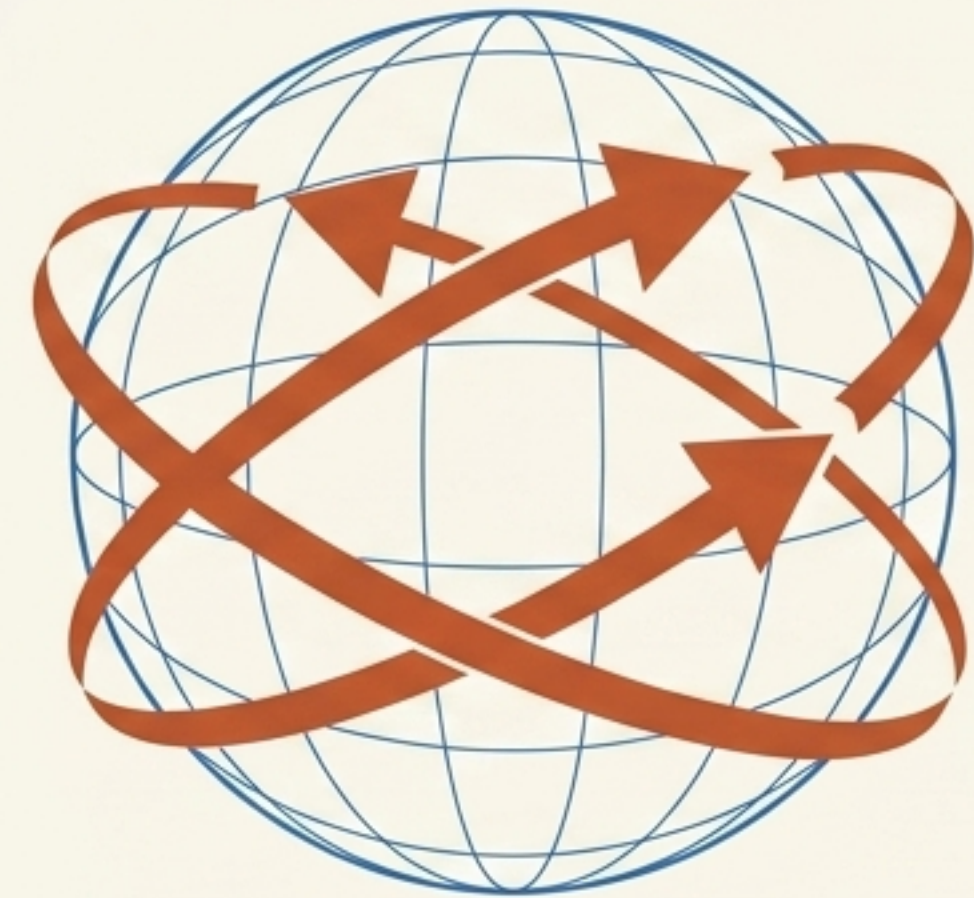
構造的課題 1 & 2：立証実効性のギャップと海外メガテックの壁

粒度と立証の壁



原則2の照会がURL/ドメイン単位に限定されたため、スクレイピング時にURL情報が欠落した場合、権利者が訴訟で「依拠性」を立証することは極めて困難。

域外適用の限界

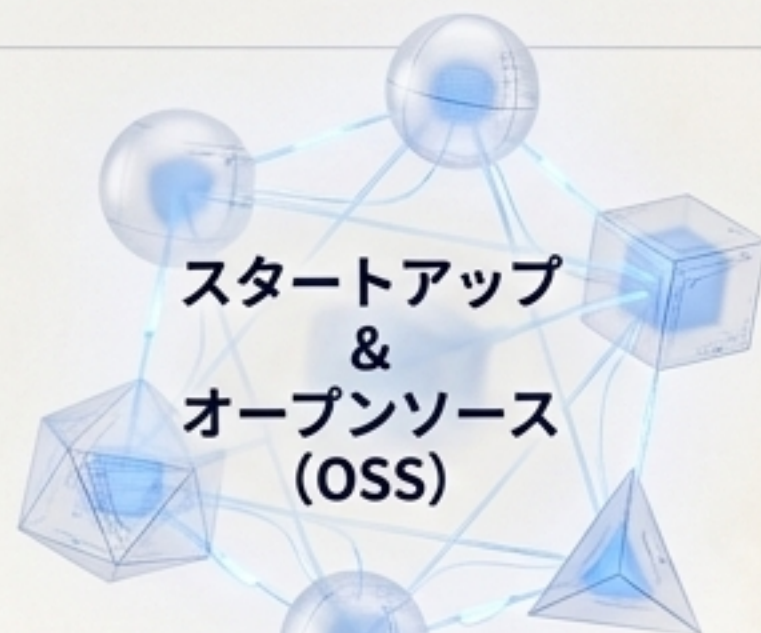


日本向けサービスを展開する海外事業者も適用対象だが、罰則なきソフトローでは強制力がなく、国内事業者のみが対応コストを負う競争力低下のリスクが存在。

構造的課題 3：オープンソースとスタートアップへの「萎縮効果」

Context

権利侵害リスクの低いシステムに対する除外規定はあるものの、公衆へ提供する限り、非営利・個人のOSS開発者も原則としてコードの適用対象となる。



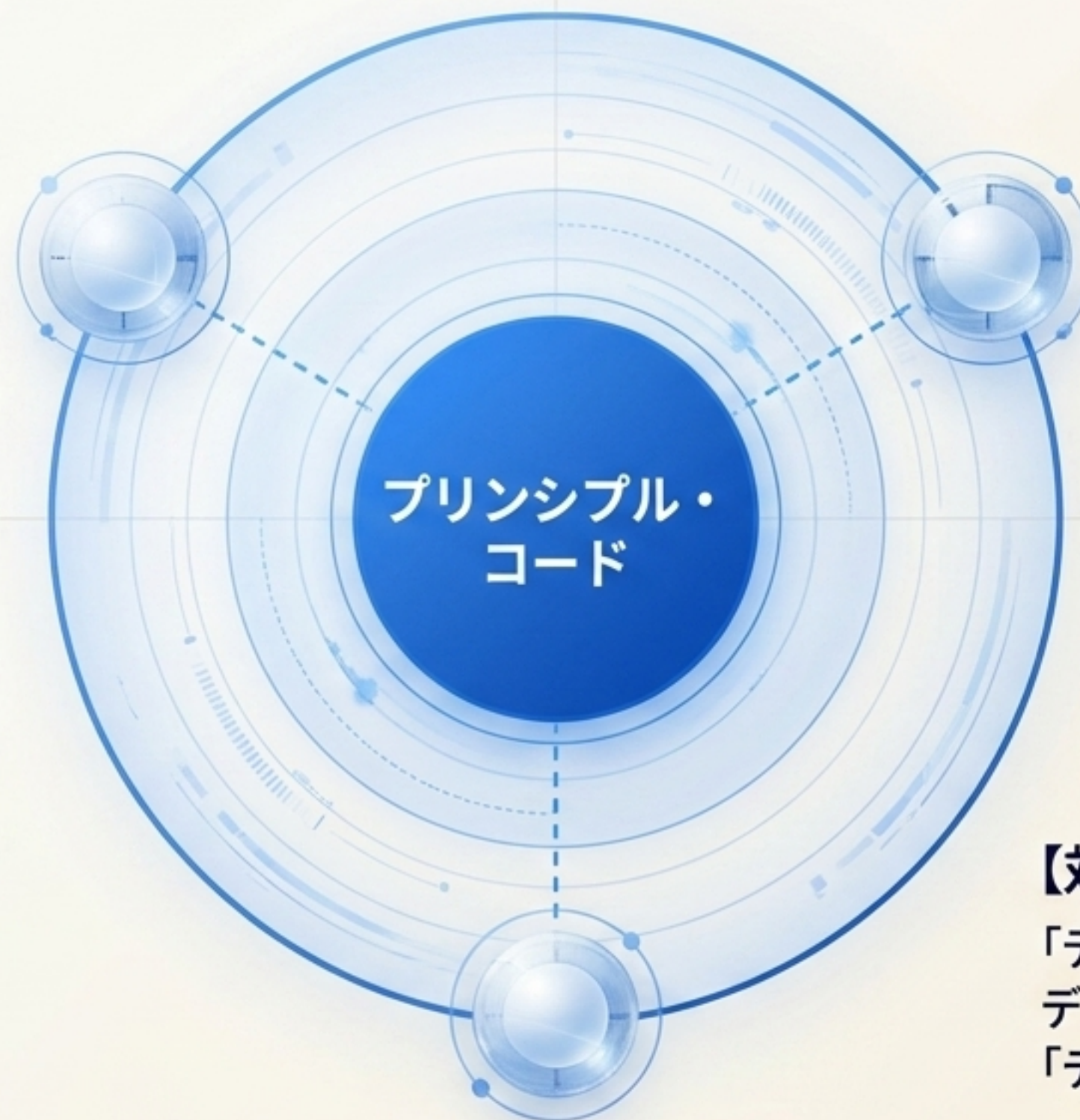
Impact

法務・知財リソースを持たない開発者が、説明責任（エクस्पレイン）の負担や潜在的な訴訟リスクを恐れ、モデルの公開を断念するという「イノベーションの萎縮効果」が強く懸念されている。

コンプライアンス負担
&
訴訟リスク

プリンシプル・コードを機能させるための「包括的エコシステム」

【トラストマーカ】
安全措置を備えたモデルを公的に証明し、開示義務を軽減させる「AI認証制度」の確立。



【経済的インセンティブ】
コード遵守の政府調達・補助金要件化（遵守なき海外プラットフォームへの実質的対抗策）。

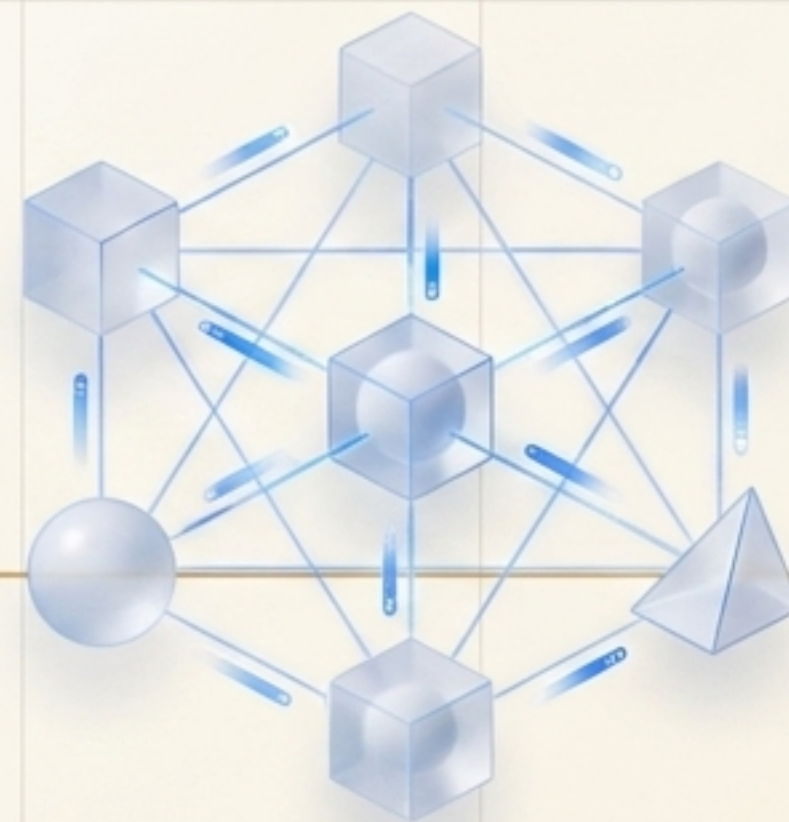
【対価還元インフラ】
「データ道路・データ新幹線構想」や、データ提供者に利益を配分する「データインカム制度」の導入。

最終フロンティア：自律型AI（AIエージェント）時代に向けた規範の再定義



The Shift

現行コードは「人間がプロンプトを入力し出力を確認する」ことを前提に設計されている。



The Future Imperative

複数のAIが自律的に協調・判断する時代において、人間の事後チェックは機能不全に陥る。知財保護機能はアーキテクチャ自体にハードコードされる必要があり、本コードは技術動向に応じた機動的な「継続改訂」が不可避となる。